

令和7年度離職者等再就職訓練事業に係る公募型プロポーザルの実施について

公募型プロポーザル方式による「令和7年度離職者等再就職訓練事業」について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ提出されたい。

令和6年11月19日

茨城県立日立産業技術専門学院長

本事業は、「国との協議が整うこと」及び「令和7年度茨城県予算の成立」を前提に実施される停止条件付きの事業です。

そのため、国との協議が整わない場合や、茨城県の予算が成立しない場合には、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

1 委託事業の内容等

(1) 委託事業名

令和7年度離職者等再就職訓練事業

(2) 業務内容及び委託期間

別紙「令和7年度離職者等再就職訓練事業仕様書」のとおり

2 参加資格

企画提案に参加する者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者ではないこと。
- (6) 令和3年度から令和5年度の3年間において、各都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から委託等を受けて公的職業訓練を行った実績がある者、又は新たに公共職業訓練の受託を希望する法人にあつては登記簿謄本の目的に、個人事業主

- にあつては個人の事業開廃届出書の事業概要に、民間教育機関としての業務を掲げ、令和3年度から令和5年度の3年間において教育訓練等の実績を有するものであること。
- (7) 平成26年度から実施されている「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を委託契約締結する日において、有効な受講証明書を有する者が在籍していること。
- (8) 直近で実施した同一または類似の訓練コース（終了後3か月以上経過したコースに限る）において下記により得られる就職率が、2回連続して35%未満となっていないこと。
- 就職率＝(訓練修了後就職者数＋中退就職者数)÷(修了者数＋中退就職者数)×100
- (9) 介護職員初任者研修及び介護職員実務者研修の資格取得を目的とした訓練に応募する場合は、養成施設としての所管官公署の指定を受けている者であること。申請中の者においては、令和7年3月末日までに申請許可がおりる見込みがあること。

3 提出手続等

(1) 担当部局

〒316-0032

茨城県日立市西成沢町3丁目9番1号

茨城県立日立産業技術専門学院 離職者等再就職訓練担当

電話：0294-35-6449

FAX：0294-36-0454

電子メール：hisansen1@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 離職者等再就職訓練事業に係る公募に関する説明書等の交付

ア 交付するもの

①令和7年度離職者等再就職訓練事業に係る公募に関する説明書

②令和7年度離職者等再就職訓練事業仕様書

イ 交付期間

令和6年11月19日（火）から令和6年12月27日（金）までの午前9時から午後4時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く

ウ 交付場所

3（1）の担当部局に同じ。

エ 交付方法

原則として茨城県入札情報サービス及び茨城県立日立産業技術専門学院ホームページからダウンロードにより交付する。

直接交付を希望する場合は（1）の担当部局へ事前連絡し、イの期間内で日程調整すること。

(3) 質問の受付

令和6年11月19日（火）から令和6年11月29日（金）午後4時までに、質疑・回答書（説明書様式第5号）により、担当部局への電子メール又はFAXにて提

出すること。なお、電子メール又はFAXにより質疑を提出したときは、電話で送付確認をすること。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（説明書様式第1号）、資格要件に関する証明書（説明書様式第2号）、過去3年間の公共職業訓練等の実績（説明書様式第3号）を作成し、次のとおり提出すること。

ア 提出期間

令和6年12月10日（火）午後4時必着とすること。

なお、提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出先

上記3（1）のとおり

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

提出部数は各様式1部とする。

エ 受付時間

令和6年11月19日（火）から令和6年12月10日（火）までの午前9時から午後4時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

(5) 企画提案書の提出

提出書類及び仕様書に基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）するとともに、電子データ(PDF形式による)を電子メールにより提出すること。

ア 提出期限

令和6年12月27日（金）午後4時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出先

上記3（1）のとおり

ウ 受付時間

令和6年12月18日（水）から令和6年12月27日（金）までの午前9時から午後4時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 公募に関する説明書・仕様書の公表 | 令和6年11月19日（火） |
| (2) 事前説明会参加申込 | 令和6年11月22日（金）午後4時必着 |
| (3) 事前説明会 | 令和6年11月26日（火）午前11時 |
| (4) 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和6年11月29日（金）午後4時必着 |
| (5) 質問に対する回答 | 令和6年12月5日（木） |
| (6) 参加表明書等の提出期限 | 令和6年12月10日（火）午後4時必着 |
| (7) 参加資格確認の通知 | 令和6年12月17日（火） |

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (8) 企画提案書の提出期限 | 令和6年12月27日(金) 午後4時必着 |
| (9) 審査会 | 令和7年1月中旬 |
| (10) 審査結果の通知・公表 | 令和7年2月中旬(予定) |

5 説明会

- (1) 開催日時 令和6年11月26日(火) 午前11時
- (2) 開催場所 日立産業技術専門学院 人材センター2階 2号室
- (3) 申込期限 令和6年11月22日(金) 午後4時
- (4) 申込方法 別紙参加申込書(説明書様式第4号)に必要事項を記入の上、FAXにより送付すること。なお、FAXにより送付したときは、電話で送付確認をすること。
FAX 番号：0294-36-0454
- (5) その他 説明会への参加は任意とする。

6 プレゼンテーションの実施

企画提案書をもって書面審査するため、提出者からの説明は求めない。
ただし、企画提案書において不明な点があった場合は、提出者に説明を求めることがある。

7 審査の実施及び委託予定事業者の選定

(1) 評価項目

企画提案書等について以下の各項目及び基準により採点し、順位を決定する。

項目	審査基準
1 訓練内容の充実度	<ul style="list-style-type: none"> ・離転職者及び企業ニーズを把握し、それを踏まえた提案内容であるか ・時代のニーズに対応し、カリキュラムに創意工夫がなされているか ・就職に結びつく効果的な訓練となるよう創意工夫があるか ・科目ごとの時間数が適切で、無理のない訓練日程であるか
2 就職支援の充実度	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練受講中の訓練生に対する支援が効果的な内容であるか ・未就職の訓練修了生に対する支援が効果的な内容であるか ・求人情報の収集、訓練生への提供体制は十分であるか ・同一又は類似訓練コースにおける就職率に問題はないか
3 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練を円滑に実施するための体制は妥当なものであるか ・訓練施設・設備は訓練実施に当たり十分なものであるか ・講師等の人数、資格内容は訓練に対応した適切なものであるか ・同種及び類似業務の実績があり、本業務を円滑に遂行できるか
4 経費妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・最低実施可能人数により積算する訓練実施経費の積算根拠は、上限額以内であり、明確で合理的なものであるか

(2) 契約候補者の選定方法

契約候補者の選定については、担当部局内に設置するプロポーザル審査会において、提案内容に基づき、総合的に審査の上、訓練1コースにつき、契約候補者を1者決定する。ただし、審査結果によっては、いずれの参加者も契約候補に選定しないことがある。また、契約候補者に選定された者は、特段の理由がない限り契約を辞退することはできない。

(3) 失格事由

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本説明書に示した企画提案書の作成及び提出に関する条件に反した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、審査委員会において、上記(1)の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は、非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 国において委託訓練事業に係る要領の改正が行われた場合、契約候補者又は契約者と協議の上、改正後の制度を適用する場合がある。
- (4) その他詳細は、令和7年度離職者等再就職訓練事業に係る公募に関する説明書による。